

報告第3号

令和6年度福津市学校給食共同調理場場長の任命について

福津市学校給食共同調理場条例（平成17年福津市条例第63号）第3条の規定に基づき、令和6年度福津市第1学校給食共同調理場及び福津市第2学校給食共同調理場の場長を任命することについて、福津市教育委員会事務委任規則（平成17年福津市教育委員会規則第7号）第7条第1項第1号の規定に基づき令和6年4月1日に別紙のとおり教育長職務代理者により専決したので、同条第2項の規定に基づき報告する。

令和6年4月25日

福津市教育委員会
教育長職務代理者 青 木 一 乗

参 考

○福津市教育委員会事務委任規則（抄）

（教育長の専決）

第7条 教育長は、第2条各号に規定するもののうち、次に掲げる事項について専決（特定の事案の決定を常時教育委員会の名において行うことをいう。）をすることができる。

（1） 第2条第4号に掲げるもののうち、事務局職員（任期付き採用職員を含む。）の任命その他の人事（懲戒を除く。）に関すること。

2 教育長は、前項の規定により専決した事務のうち、特に必要と認めるものについて教育委員会に報告しなければならない。

○福津市学校給食共同調理場条例（抄）

（職員）

第3条 共同調理場に、場長その他必要な職員を置くことができる。

福津市第1学校給食共同調理場場長名簿

任期 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

職 名	氏 名	備 考
場長	田沼 悟志	福津市学校教育課長

福津市第2学校給食共同調理場場長名簿

任期 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

職 名	氏 名	備 考
場長	田沼 悟志	福津市学校教育課長

報告第4号

令和6年度教務主任等の任命について臨時代理した件の承認について

福津市立小中学校管理規則（平成17年福津市教育委員会規則第9号）第17条の規定に基づき、令和6年度福津市立学校の教務主任等を任命することについて、特に緊急を要し、教育委員会を開催する時間的余裕がないため、福津市教育委員会事務委任規則（平成17年福津市教育委員会規則第7号）第6条第1項の規定に基づき、令和6年4月1日に別紙のとおり教育長職務代理者により臨時に代理したので、同条第2項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和6年4月25日

福津市教育委員会
教育長職務代理者 青 木 一 乗

参 考

○福津市教育委員会事務委任規則（抄） （臨時代理）

第6条 教育長は、緊急やむを得ない事情が生じた場合は、第2条に掲げる事項について臨時に代理することができる。

2 前項の規定により臨時に代理したときは、教育委員会にこれを報告し、承認を受けなければならない。

○福津市立小中学校管理規則（抄） （教務主任等）

第17条 学校には、特別の事情があるときを除き、次の各号の表の左欄に掲げる主任等を置くものとし、その職務はそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

（1） 小学校

教務主任	校長の監督を受け、教育計画の立案その他の教務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
------	--

学年主任	校長の監督を受け、当該学年の教育活動に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
研究主任	校長の監督を受け、校内研究の推進に当たる。
保健主事	校長の監督を受け、保健に関する事項の管理に当たる。
司書教諭	校長の監督を受け、学校図書館の専門的職務をつかさどる。

(2) 中学校

教務主任	校長の監督を受け、教育計画の立案その他の教務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
学年主任	校長の監督を受け、当該学年の教育活動に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
研究主任	校長の監督を受け、校内研究の推進に当たる。
保健主事	校長の監督を受け、保健に関する事項の管理に当たる。
生徒指導主事	校長の監督を受け、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
進路指導主事	校長の監督を受け、生徒の職業選択の指導その他の進路の指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
司書教諭	校長の監督を受け、学校図書館の専門的職務をつかさどる。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の主任等(研究主任及び司書教諭を除く。以下この項において同じ。)の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときは、それぞれ当該主任等を置かないことができる。
- 3 教務主任、学年主任、研究主任、生徒指導主事及び進路指導主事は、指導教諭又は教諭をもって、これに充てる。
- 4 保健主事は、指導教諭、教諭又は養護教諭をもって、これに充てる。
- 5 司書教諭は、主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)、指導教諭又は教諭をもって、これに充てる。
- 6 第1項に規定する主任等にあつては、当該学校の校長の意見を聴いて教育委員会が命ずる。
- 7 校長は、第1項に規定する主任等のほか、必要に応じ、当該学校の職員に、校務を分担する主任等を命ずることができる。この場合、校長は当該主任等の職名、職務内容及び命じた職員の氏名を教育委員会に報告しなければならない。

臨時代理書

令和6年度教務主任等の任命について、緊急を要し、かつ教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないので、福津市教育委員会事務委任規則（平成17年福津市教育委員会規則第7号）第6条第1項の規定に基づき臨時に代理する。

令和6年4月1日

福津市教育委員会

教育長職務代理者 青 木 一 乗

臨時代理の内容

令和6年度教務主任等の任命について

（令和6年度教務主任等辞令台帳：別紙のとおり）

辞令交付日

令和6年4月1日

令和6年度教務主任等辞令台帳(福津市立小中学校管理規則第17条関係)

	学校名	職名	氏名	年度	内容
1	神興小学校	教諭	鬼木 法子	令和6年度	研究主任
2	神興小学校	教諭	白土 桃子	令和6年度	保健主事
3	神興小学校	教諭	惠 治美	令和6年度	司書教諭
4	上西郷小学校	教諭	橋詰 泉美	令和6年度	研究主任
5	上西郷小学校	教諭	迫 愛可	令和6年度	保健主事
6	福間小学校	教諭	川原 さなえ	令和6年度	第1学年主任
7	福間小学校	教諭	青木 香代	令和6年度	第2学年主任
8	福間小学校	教諭	白川 拓	令和6年度	第3学年主任
9	福間小学校	教諭	田中 由貴	令和6年度	第4学年主任
10	福間小学校	教諭	浅井 優平	令和6年度	第5学年主任
11	福間小学校	教諭	有川 伊代	令和6年度	第6学年主任
12	福間小学校	教諭	井芹 慎吾	令和6年度	研究主任
13	福間小学校	教諭	石松 伽奈	令和6年度	保健主事
14	福間小学校	教諭	篠崎 奈央	令和6年度	司書教諭
15	神興東小学校	教諭	鬼木 美保	令和6年度	第1学年主任
16	神興東小学校	教諭	武 飛鳥	令和6年度	第2学年主任
17	神興東小学校	教諭	早川 博史	令和6年度	第4学年主任
18	神興東小学校	教諭	武 飛鳥	令和6年度	研究主任
19	神興東小学校	教諭	早川 博史	令和6年度	保健主事
20	神興東小学校	教諭	織田 彩聖	令和6年度	司書教諭
21	福間南小学校	教諭	山口 奈津子	令和6年度	第1学年主任
22	福間南小学校	教諭	永田 美緒	令和6年度	第2学年主任
23	福間南小学校	教諭	木村 郁代	令和6年度	第3学年主任
24	福間南小学校	教諭	岩永 博樹	令和6年度	第4学年主任
25	福間南小学校	教諭	秦 修一郎	令和6年度	第5学年主任
26	福間南小学校	教諭	名切 芽久美	令和6年度	第6学年主任
27	福間南小学校	教諭	岩崎 史崇	令和6年度	研究主任
28	福間南小学校	教諭	土屋 光弘	令和6年度	保健主事
29	福間南小学校	教諭	川上 康禎	令和6年度	司書教諭
30	津屋崎小学校	教諭	堀内 あや	令和6年度	第1学年主任
31	津屋崎小学校	教諭	木下 美千代	令和6年度	第2学年主任
32	津屋崎小学校	教諭	小田 祐子	令和6年度	第3学年主任
33	津屋崎小学校	教諭	飯田 達也	令和6年度	第4学年主任
34	津屋崎小学校	教諭	中村 美裕記	令和6年度	第5学年主任

令和6年度教務主任等辞令台帳(福津市立小中学校管理規則第17条関係)

	学校名	職名	氏名	年度	内容
35	津屋崎小学校	教諭	金 学美	令和6年度	第6学年主任
36	津屋崎小学校	教諭	田中 喬之	令和6年度	研究主任
37	津屋崎小学校	教諭	北山 七海	令和6年度	保健主事
38	津屋崎小学校	教諭	栳島 夢子	令和6年度	司書教諭
39	勝浦小学校	教諭	平木 美子	令和6年度	研究主任
40	勝浦小学校	養護教諭	秋吉 恭子	令和6年度	保健主事
41	福間中学校	教諭	千原 功大	令和6年度	第1学年主任
42	福間中学校	教諭	祝迫 純美	令和6年度	第2学年主任
43	福間中学校	教諭	新本 秀樹	令和6年度	第3学年主任
44	福間中学校	教諭	清水 佳祐	令和6年度	研究主任
45	福間中学校	教諭	増永 春	令和6年度	生徒指導主事
46	福間中学校	教諭	山脇 泰季	令和6年度	進路指導主事
47	福間中学校	教諭	大田 絢加	令和6年度	保健主事
48	福間中学校	教諭	柴田 麻衣	令和6年度	司書教諭
49	福間中学校	教諭	木原 一範	令和6年度	専任補導教員
50	福間東中学校	教諭	高橋 さなえ	令和6年度	第1学年主任
51	福間東中学校	教諭	山根 奈緒	令和6年度	第2学年主任
52	福間東中学校	教諭	松尾 輝将	令和6年度	第3学年主任
53	福間東中学校	教諭	大原 雅也	令和6年度	研究主任
54	福間東中学校	教諭	陣内 良輔	令和6年度	生徒指導主事
55	福間東中学校	教諭	前田 峰子	令和6年度	進路指導主事
56	福間東中学校	教諭	高橋 さなえ	令和6年度	保健主事
57	福間東中学校	教諭	西 慶祐	令和6年度	司書教諭
58	津屋崎中学校	教諭	西田 美奈子	令和6年度	第1学年主任
59	津屋崎中学校	教諭	渡邊 雅之	令和6年度	第2学年主任
60	津屋崎中学校	教諭	古家 寛也	令和6年度	第3学年主任
61	津屋崎中学校	教諭	渡辺 友弘	令和6年度	研究主任
62	津屋崎中学校	教諭	吉屋 和希	令和6年度	生徒指導主事
63	津屋崎中学校	教諭	山下 進也	令和6年度	進路指導主事
64	津屋崎中学校	教諭	田中 克明	令和6年度	保健主事

報告第 5 号

令和 6 年度福津市立小・中学校地域学校協働活動推進員及び統括的な地域学校協働活動推進員の委嘱について臨時代理した件の承認について

福津市地域学校協働活動推進員及び統括的な地域学校協働活動推進員設置要綱（平成 30 年福津市教育委員会告示第 3 号）第 4 条の規定に基づき、令和 6 年度福津市立小・中学校地域学校協働活動推進員及び統括的な地域学校協働活動推進員を委嘱することについて、特に緊急を要し、教育委員会を開催する時間的余裕がないため、福津市教育委員会事務委任規則（平成 17 年福津市教育委員会規則第 7 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、令和 6 年 4 月 1 日に別紙のとおり教育長職務代理者により臨時に代理したので、同条第 2 項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和 6 年 4 月 25 日

福津市教育委員会
教育長職務代理者 青 木 一 乗

参 考

○福津市教育委員会事務委任規則（抄）

（臨時代理）

第 6 条 教育長は、緊急やむを得ない事情が生じた場合は、第 2 条に掲げる事項について臨時に代理することができる。

2 前項の規定により臨時に代理したときは、教育委員会にこれを報告し、承認を受けなければならない。

○福津市地域学校協働活動推進員及び統括的な地域学校協働活動推進員設置要綱（抄）

（資格及び委嘱）

第 4 条 推進員の委嘱は、次の各号に掲げる資格要件のいずれにも該当する者のうちから、当該学校の学校長又は郷づくり推進協議会会長の推薦によ

り、教育委員会がこれを行う。

(1) 地域において社会的信望がある者又は学校の実情や教育方針への理解がある者

(2) 地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者

2 統括推進員の委嘱は、前項各号に掲げる者のほか、推進員として委嘱したことがある者のうちから、当該中学校区全ての学校長の総意による推薦により、教育委員会がこれを行う。

(委嘱期間)

第5条 推進員及び統括推進員の委嘱期間は、委嘱を受けた日から当該年度の末日までとする。ただし、再任は妨げない。

臨時代理書

令和6年度福津市立小・中学校地域学校協働活動推進員の委嘱について、緊急を要し、かつ教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないので、福津市教育委員会事務委任規則（平成17年福津市教育委員会規則第7号）第6条第1項の規定に基づき臨時に代理する。

令和6年4月1日

福津市教育委員会

教育長職務代理者 青 木 一 乗

臨時代理の内容

令和6年度福津市立小・中学校地域学校協働活動推進員の委嘱について

（令和6年度 地域学校協働活動推進員及び統括地域学校協働活動推進員

名簿：別紙のとおり）

委嘱期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

報告第6号

福津市教育懇話会委員の解嘱及び委嘱について臨時代理した件の承認について

福津市教育懇話会規則（平成20年福津市教育委員会規則第6号）第3条及び第4条の規定に基づき、委員を解嘱及び委嘱することについて、特に緊急を要し、かつ教育委員会を開催する時間的余裕がなかったため、福津市教育委員会事務委任規則（平成17年福津市教育委員会規則第7号）第6条第1項の規定に基づき、令和6年4月1日に別紙のとおり教育長職務代理者により臨時に代理したので、同条第2項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和6年4月25日

福津市教育委員会
教育長職務代理者 青 木 一 乗

参 考

○福津市教育委員会事務委任規則（抄）

（臨時代理）

第6条 教育長は、緊急やむを得ない事情が生じた場合は、第2条に掲げる事項について臨時に代理することができる。

2 前項の規定により臨時に代理したときは、教育委員会にこれを報告し、承認を受けなければならない。

○福津市教育懇話会規則（抄）

（組織）

第3条 懇話会は、委員10人以内をもって組織する。ただし、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の3未満であってはならない。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- （1） 学識経験のある者
- （2） 教育関係団体の代表者
- （3） 市内の幼児、児童又は生徒の保護者
- （4） 公募に応じた者

(5) 前各号に掲げる者を除くほか、教育委員会が必要と認める者
(任期)

第4条 懇話会の委員の任期は、2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育委員会は、委員が職務の遂行に支障があると認めるとき、又は委員たるにふさわしくないと認めるときは、任期内でもこれを解嘱することができる。

臨 時 代 理 書

福津市教育懇話会規則（平成20年福津市教育委員会規則第6号）第3条及び第4条の規定に基づき委員を委嘱することについて、緊急を要し、かつ教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないので、福津市教育委員会事務委任規則（平成17年福津市教育委員会規則第7号）第6条第1項の規定に基づき臨時に代理する。

令和6年4月1日

福津市教育委員会

教育長職務代理者 青 木 一 乗

臨時代理の内容

福津市教育懇話会委員の解嘱及び委嘱について

（委員名簿：別紙のとおり）

福津市教育懇話会委員名簿

1.解嘱する者

(解嘱日：令和6年4月1日)

選出	区分	氏 名	フリガナ	団体名	職名	肩書き（職名等）
2号	小学校長代表	有馬 昌一郎	アリマ ショウイチロウ	福間小学校	校長	福津市校長会会長
2号	中学校長代表	清水 光朗	シミズ ヒロキ	福間中学校	校長	福津市校長会副会長

2.委嘱する者

(委嘱日：令和6年4月1日)

選出	区分	氏 名	フリガナ	団体名	職名	肩書き（職名等）
2号	小学校長代表	高木 陽一郎	タカキ ヨウイチロウ	福間南小学校	校長	福津市校長会会長
2号	中学校長代表	白土 真二郎	シラツチ シンジロウ	津屋崎中学校	校長	福津市校長会副会長

任期: 令和6年4月1日～令和7年3月31日

3.委嘱済みの者

選出	区分	氏 名	フリガナ	団体名	職名	肩書き（職名等）
1号	学識経験のある者	伊藤 克治	イトウ カツジ	福岡教育大学	教授	福岡教育大学教授
1号	学識経験のある者	春田 久美子	ハルタ キミコ	福岡エクレール法律事務所	弁護士	福岡エクレール法律事務所
2号	社会教育関係者代表	木本 圭子	キモト ケイコ	福津市郷育推進会議	会長	福津市郷育推進会議会長
2号	社会教育関係者代表	増井 久美子	マスイ キミコ	日本語教室わかば	代表	日本語教室わかば代表
5号	児童福祉関係者代表	太田 温代	オオタ ヲノヨ	双葉保育園	園長	双葉保育園園長
3号	児童・生徒の保護者	西田 明日香	ニシタ アスカ	津屋崎中学校保護者 地域学校協働活動推進員	保護者	児童・生徒の保護者
4号	公募に応じた者	足立 憲正	アダチ ノリマサ	市民代表（公募）		市民代表（公募）
4号	公募に応じた者	長濱 幸一	ナガハマ コウイチ	市民代表（公募）		市民代表（公募）

任期: 令和5年4月1日～令和7年3月31日

【区分】福津市教育懇話会規則第3条第2項

- 1号 学識経験のある者
- 2号 教育関係団体の代表者
- 3号 市内の幼児、児童又は生徒の保護者
- 4号 公募に応じた者
- 5号 前各号に掲げる者を除くほか、教育委員会が必要と認める者

報告第7号

福間浦盆踊りの無形民俗文化財指定に対する答申の報告について

令和3年4月26日付3福教文第107号にて福津市文化財保護審議会へ無形民俗文化財指定にかかる諮問を行った福間浦盆踊りについて、令和6年3月25日付で福津市文化財保護条例（平成17年福津市条例第72号）第33条の規定に基づき、市指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財の記録の作成等に相当するとの答申を受けたため報告する。

令和6年4月25日

福津市教育委員会
教育長職務代理人 青 木 一 乗

参 考

○福津市文化財保護条例（抄） （指定）

- 第20条 教育委員会は、市の区域内に存する無形文化財（法第71条第1項及び県条例第23条第1項の規定により指定されたものを除く。以下同じ。）のうち市にとって重要なものを福津市指定無形文化財（以下「市指定無形文化財」という。）に指定することができる。
- 2 教育委員会は、前項の規定による指定をするに当たっては、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体（無形文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。
- 3 第1項の規定による指定又は前項の規定による認定をするときは、教育委員会は、あらかじめ、審議会に諮問しなければならない。
- 4 第1項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定しようとするもの（保持団体にあつては、その代表者）に通知して行う。
- 5 教育委員会は、第1項の規定による指定をした後においても、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りるものがあると

認めるときは、そのものを保持者又は保持団体として追加認定することができる。

6 前項の規定による追加認定には、第3項及び第4項の規定を準用する。

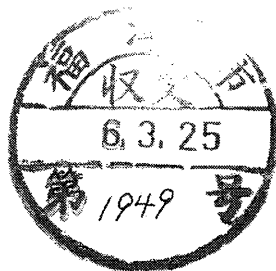
7 第2項又は第5項の規定による認定をしたときは、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体に認定書を交付しなければならない。

(市指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財の記録の作成等)

第33条 教育委員会は、市指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち特に必要があるものを選択して、自らその記録を作成し、保存し、又は公開することができるものとし、市は、適当な者に対し、当該無形の民俗文化財の公開又はその記録の作成、保存若しくは公開に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 前項の規定による選択には、第20条第3項の規定を準用する。

3 第1項の規定により補助金を交付する場合には、第10条第2項及び第11条の規定を準用する。



令和 6年 3月25日

福津市教育委員会 殿

福津市文化財保護審議会
会 長 桑田 和明

福津市文化財の指定について

3 福教文107号で諮問のありました下記の無形民俗文化財の指定について、福津市文化財保護審議会規則第2条の規定により答申します。

記

第14号 福間浦盆踊り

1. 指定文化財の表示及び保持団体

区 分	市指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財の記録の作成等	
名称及び員数	福間浦盆踊り	
所在地	福津市西福間二丁目、西福間三丁目、西福間四丁目（緑町、南町）	
保持団体の氏名(保持団体にあつては代表者)	団体名：緑町盆踊り保存会 代表者：会長 中野 慎一	団体名：南町盆踊り保存会 代表者：会長 廣渡 義明

2. 概要

福間浦盆踊りの由来については、「豊漁を願う漁祈願で、例年、芦屋から役者一座を招いての芝居興行が行われていたが、ある年、長雨にたたられて興行ができず、一座を網小屋に泊めて区が賄ったことがあった。その時一座はそのお礼という意味で、地元の人々に歌や踊りの手ほどきをし、三味線まで伝授した」※¹とされる。南町では「明治十二年ごろ、京都の芸妓が稲川屋という酒屋で教えていったのが始まり」※²という伝承がある。また明治28年（1895）生まれの男性が青年時代から踊っていたとの話がある※³。

緑町※⁴・南町（旧浜三町の北町・中町・南町）で行われる福間浦盆踊りは、終戦後の中断があったものの、昭和35年（1960）頃に復活し現在に至っている。緑町では昭和39年（1964）まで、南町では昭和50年（1975）頃までは初盆の家を回る行事であったが、現在はそれぞれの公民館で盆踊りを実施している。両町の盆踊りは、亡くなられた方の供養を目的として、初盆を迎えた人の遺影と位牌を集めた祭壇を前に、8月15日に唄いと太鼓と三味線で踊られている。

記録資料としては多数の唄本が現存しており、最も古い『盆歌 大正拾五年』に始まり、昭和初期の『昭和五年 ぼん踊うた 第三号』、『福間郷土盆踊唄』、『福間浦盆踊歌詞 高木常喜』のほか、昭和50年代（1975年代）以降に整理された複数の唄本がある。※⁵よって福間浦盆踊りは大正15年（1926）以前に遡るのは確実である。これらの記録資料により合計19曲が確認できるが、現

在にまで曲と踊りが伝わるものは6曲^{※6}である。中でも「きじのめんどり」^{※7}は独特の踊りと飛入りの仮装踊りを伴う特徴がある。^{※8}

福間浦盆踊りの曲目に着目すると、「きじのめんどり」の一節で「きじのめんどり、こまつのしたで、つまを、たづねて、ほろろうつ」は、全国の民謡を集めた明和9年（1772）『山家鳥虫歌』に大和の民謡として「雉子の雌鳥薄のもとで 夫を尋ねてほろゝ打つ」の類歌がある。「お市後家女」は『弦曲粹弁当第二篇』に「お市後家」とある。このように福間浦盆踊りの曲の歌詞の中には、近世の歌謡に類歌がみえるものがある。^{※9}

なお、両町の盆踊りは現在では太鼓や踊りなどのテンポ、歌詞の構成には両町で差異があり、また「薩摩薩摩」は緑町のみ、「宵や町」は南町のみで踊られるなどプログラムにも差が認められる。

3. 選択理由

福間浦盆踊りは唄本によると大正15年（1926）以前に遡る歴史があり、「大井川」、「高い山」、「きじのめんどり」などの曲目が三味線、太鼓、唄いを伴い継承されている。「高い山」は神湊以南の玄界灘沿岸部の盆踊りに共通する曲目であり、一部の共通する歌詞も残されている。^{※10}

両町では曲目を共有しながらも、太鼓や踊りのテンポが異なるなど、それぞれで変化しながら継承された状況を知ることができる。

福間浦固有の「きじのめんどり」は仮装を伴う独特の踊りで、他の曲目と違い両町で踊りが完全に共通することもあり、福間浦盆踊りの代名詞となり福間浦としての両町の連帯感を生み出している。

資料としては多くの唄本が残されており、福間浦周辺地域に由来する歌詞の創作・追加が認められる。歌詞の創作・追加は大正15年（1926）の「竹わ」に既にあり、昭和50年代（1975年代）まで認められる。^{※11}

福間浦盆踊りは、変化しながらも現在まで曲目が継承される地域的特色のある民俗芸能である。このことから市指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財の記録の作成等を適用し、市選択文化財として記録の作成を行うべきである。^{※12}

※1 『福間町史通史編』2000 福間町史編集委員会 P1005：一古老の記憶としての掲載あり

※2 昭和54年（1979）の「まつりむなかた宗像郡郷土芸能祭」のチラシに古老の話としての掲載あり

※3 『昔語り福間あところ』福間町教育委員会 1992 P250：平成3年（1991）の聞き取り調査

※4 緑町は昭和15年（1940）に北町と中町が合併して成立（町事報告書より）

※5 『盆歌 大正拾五年』・『福間浦郷土盆踊唄』は南町系、『昭和五年 ぼん踊うた 第三号』・『福間浦盆踊歌詞 高木常喜』は緑町（旧北町・旧中町）系と思われる唄本

※6 「大井川」、「宵や町」、「お市後家女」、「高い山」、「きじの女鳥（雉のめんどり）」、「薩摩薩摩」の6曲。なお南町の動画資料（平成12～14年（2000～2002））中には、現在は踊られない「川を」、「竹わ」の2曲が確認できる。他に「舟わ」、「飴の名物」、「十二月」、「御繁昌」、「酒のさの字」、「雪に宿かり」、「坊主山道」、「吉屋結び」、「なぞ」、「私が在所」、「笹に雀」の11曲。

- ※7 「きじのめんどり」の現在表記は緑町が「雉のめんどり」、南町が「きじの女鳥」
- ※8 飛入りの仮装踊りは、古くは女装した青年によるものであった。現在の南町は仮装コンテストとして大人の部、子どもの部に分けて女装に限らない仮装が行われる。緑町は飛び入りで仮装踊りが加わることもある。
- ※9 『弦曲粹弁当第二篇』は天明3年(1783)に成立。他に「薩摩薩摩」は文政5年(1822)成立『浮れ草』の「薩摩節」に類似の一節をみることができる。
- ※10 神湊盆踊りの「高い山」の歌詞「あの娘よい子よボタ餅顔でナー 黄粉つけたら尚よかるナー」は福岡浦盆踊りの「高い山」の歌詞に共通する。
- ※11 大正15年(1926)の「竹わ」に「松は緑の福岡浦の御神木」の歌詞がある。
- ※12 下記の二(三)に該当する。
- 福津市記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の選択基準
- 二 民俗芸能のうち次の各号のいずれかに該当し、重要なもの
- (一) 芸能の発生又は成立を示すもの
 - (二) 芸能の変遷を示すもの
 - (三) 地域的特色を示すもの

3福教文第 107 号
令和 3 年 4 月 26 日

福津市文化財保護審議会 殿

福津市教育委員会
教育長 大嶋 正紹

福間浦盆踊りの無形民俗文化財指定について（諮問）

下記の案件にかかる福津市指定無形民俗文化財の指定について、福津市文化財保護
条例第 26 条第 3 項の規定により、諮問します。

記

名称	所在地	備考
福間浦盆踊り	福津市西福間二丁目 西福間三丁目 西福間四丁目	緑町盆踊り保存会 南町盆踊り保存会

議案第 7 号

小中学校における学校給食の牛乳の選択制の実施に関する請願について

上記の議案を上程する。

令和 6 年 2 月 1 5 日

福津市教育委員会
教育長職務代理者 青 木 一 乗

理 由

令和 6 年 2 月 5 日に、福津市教育委員会請願処理規則（平成 1 7 年福津市教育委員会規則第 4 号）第 2 条の規定に基づき請願書が提出されたことに伴い、同規則第 4 条の規定に基づき教育委員会の採決を受ける必要があるため、同規則第 3 条の規定に基づき報告を行う。

これが、この議案を提出する理由である。

参 考

○福津市教育委員会請願処理規則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、福津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対する請願、陳情等（以下「請願等」という。）の処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

（請願書等の提出）

第 2 条 教育委員会に対し請願等をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記した書面（以下「請願書等」という。）を教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提出しなければならない。

- （1） 件名
- （2） 請願等の趣旨
- （3） 請願等を行う者の住所及び氏名（法人等にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名）

(請願書等の処理)

第3条 教育長は、前条の規定による請願等を受理したときは、受理後最初に招集される教育委員会の会議において報告しなければならない。

第4条 教育委員会は、前条の規定により報告を受けたときは、これに対し採決しなければならない。

第5条 教育委員会は、必要があると認めるときは、請願等をした者に対し出頭を求め、直接その趣旨を述べさせることができる。

件名 小中学校における学校給食の牛乳の選択制の実施に関する請願

趣旨

1. 小中学校での学校給食の牛乳を、児童・生徒が診断書等なしでも停止可能な選択制にして下さい。
2. 児童・生徒が牛乳を停止する場合は、停止の理由に関わらず牛乳代が給食費から減額されるようにしてください。

理由

福津市の小中学校の給食では年間約7.5トン（共同調理場を除く）、約3万8000本分の牛乳が廃棄されています。仮に共同調理場も同じ廃棄率だとすると合計約5万本分です。牛乳パック1本の単価は約50円なので、毎年約250万円分の牛乳を福津市の小中学校で廃棄しているということになります。割合にすると牛乳残食率は小学校で約5.3%、中学校で約4.6%で、約20本に1本相当が廃棄されています。

その多くは、牛乳を停止したくてもできていない子ども達が残しているのが現状です。アレルギーの場合は診断書を提出することで免除されていますが、アレルギーはなくても、牛乳が体に合わないなどの理由で飲めない子ども達が少なくありません。また、経済的に困難な家庭もいる中、診断書を得るのには費用も時間もかかります。

解決方法はないかと多くの市民に声をかけました。日本人を含めアジア人の90%以上が乳糖不耐の体質であると言われていた中、もともと日本食にはなかった牛乳は体質に合わないため要らないのではないかとという意見も出ました。SDGsの視点からも牛乳は環境への負荷が大きいという意見も出ました。

この状況は福津市だけでなく、全国の小中学校でも現状は似ています。東京都の多摩市では、少しでも無駄にする量を減らすために学期のはじめに希望をとる選択制が有効ではないかという結論に達し、2022年にその趣旨の請願が採択され、2023年の2学期から実施しています。多摩市給食センターと確認したところ、導入後の苦情などはなく、逆に「ありがとう」や「助かった」などの声はあったということです。多摩市の教育委員会の調査によると、東京都の26市のうち13市が既に診断書なしで牛乳を停止できるようになっているそうです。具体的な実施方法の参考として、多摩市の「学校給食における飲用牛乳の対応について」を添付いたします。

福津市の児童・生徒一人ひとりの想いを尊重するためにも、毎日大量の食品が当たり前のように廃棄されない教育環境のためにも、小中学校の学校給食での牛乳選択制を実施していただくことを願っております。どうぞよろしくご審議お願い申し上げます。

請願者 住所
氏名
電話



添付資料

1. 「乳糖不耐症」について（MSDマニュアル家庭版より）
2. 福津市 学校別残食率
3. 学校給食の牛乳に関するアンケートのコメント
4. 「多摩市発 学校給食の牛乳飲用が選択制に」（生活者通信）
5. 多摩市教育委員会 学校給食における飲用牛乳の対応について（計5ページ）

議案第 20 号

福津市教育委員会教育長職務代理者の指名に関する規則の制定について

福津市教育委員会教育長職務代理者の指名に関する規則を別紙のとおり定める。

令和 6 年 4 月 25 日

福津市教育委員会
教育長職務代理者 青 木 一 乗

理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 13 条第 2 項の規定に基づく教育長の職務を行う委員（以下「教育長職務代理者」という。）の指名に関し、指名の時期についての規定並びに教育長及び教育長職務代理者ともに事故があるとき等の措置についての規定がないため、これを定める必要が生じた。

これが、この議案を提出する理由である。

参 考

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

（教育長）

第十三条 教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。

2 教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。

福津市教育委員会教育長職務代理者の指名に関する規則

(令和 6 年 4 月 日福津市教育委員会規則第 号)

(目的)

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号)第 1 3 条第 2 項の規定に基づく、教育長の職務を行う委員(以下「教育長職務代理者」という。)の指名に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(教育長職務代理者の指名)

第 2 条 教育長職務代理者は、教育長が委員の中から指名する。

2 教育長は、新たに任命又は再任された場合、1 月以内に教育長職務代理者を指名するものとする。

(教育長及び教育長職務代理者ともに事故があるとき等の措置)

第 3 条 教育長及び教育長職務代理者がともに事故があるとき、又は欠けたときは、最年長の委員が教育長職務代理者に指名されたものとみなす。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第 21 号

福津市立学校の施設の開放に関する条例施行規則の一部を改正することについて

福津市立学校の施設の開放に関する条例施行規則（平成 17 年福津市教育委員会規則第 13 号）は、次の理由により改正する必要があるので、別案のとおり、福津市立学校の施設の開放に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定する。

令和 6 年 4 月 25 日

福津市教育委員会
教育長職務代理者 青 木 一 乗

理 由

福津市立学校の施設の開放に関する条例施行規則（平成 17 年福津市教育委員会規則第 13 号）は、申請者等の利便性向上のため押印を廃止することに伴い、様式改正の必要が生じた。

これが、この議案を提出する理由である。

福津市立学校の施設の開放に関する条例施行規則の一部を改正する規則
(令和6年4月 日福津市教育委員会規則第 号)

福津市立学校の施設の開放に関する条例施行規則(平成17年福津市教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号を別紙のように改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

開放施設利用団体登録(変更)申請書

年 月 日

福津市教育委員会 様

申請人 住所
氏名

福津市立学校の施設の開放に関する条例第3条の規定に基づき、開放施設の利用登録(変更)を申請します。

施設利用の際はルールを守り、適切な利用を心がけます。また、誤って施設その他附属設備を損傷した場合は、その損害を実費にて賠償します。

なお、他団体から日程調整の希望があった場合は、福津市教育委員会が代表者又は連絡者の氏名・電話番号その他必要事項を、関係団体に知らせることを承諾します。

種 別	新規登録・内容変更	インターネット 予約システムID	
ふ り が な			人
団 体 名		団 体 人 数	うち福津市内居住者 又は通勤・通学者 人
ふ り が な		年 齢	歳
代 表 者 氏 名			
代 表 者 住 所	郵便番号		
電 話 番 号		F A X	
ふ り が な		電 話 番 号	
連 絡 者 氏 名			
連 絡 者 住 所	郵便番号		
メールアドレス			
主 な 競 技 種 目		使 用 区 分	体育館 ・ 運動場
備 考			

(注) 法人の場合は、記名押印してください。法人以外の場合でも、本人(代表者)が自署しない場合は、記名押印してください。

開 放 施 設 利 用(減 免)許 可 申 請 書							
年 月 日						福津市教育委員会 様	
申請人 住所 氏名 電話 F A X メールアドレス							
福津市立学校の施設の開放に関する条例施行規則第4条の規定に基づき、申請します。							
利 用 施 設	福津市立 学校(運動場・体育館) 半面・全面						
利 用 日 時	年 月 日 () 時 分～ 時 分						
利用団体名							
利 用 予 定 人 員	区 分	小・中・高生		一 般 成 人		そ の 他	合 計
	人 数 (市内居住者内数)	名 (名)		名 (名)		名 (名)	名 (名)
利用責任者				電 話 番 号			
利 用 目 的				利 用 器 具			
使 用 料	施設使用料			照明使用料			合 計
	料金	減免	差引	料金	減免	差引	
	円	円	円	円	円	円	
減 免 理 由	1 施行規則第7条第1項(1)ウに該当 2 施行規則第7条第1項(1)イに該当 3 その他()					減免の率	(1) 10割 (2) 5割 (3)
許 可 書 上記のとおり(減免)許可します。 年 月 日 福津市教育委員会教育長							

様式第1号 (第3条関係)

開放施設利用団体登録 (変更) 申請書

福津市教育委員会 様

申請人 住所
氏名

年 月 日

福津市立学校の施設の開放に関する条例第3条の規定に基づき、開放施設の利用登録 (変更) を申請します。

施設利用の際はルールを守り、適切な利用を心がけます。また、誤って施設その他附属設備を損傷した場合は、その損害を実費にて賠償します。

なお、他団体から日程調整の希望があった場合は、福津市教育委員会が代表者又は連絡者の氏名・電話番号その他必要事項を、関係団体に知らせることを承諾します。

種 別	新規登録・内容変更	インターネット 予約システムID	
ふりがな		団 体 人 数	人 うち福津市内居住者 又は通勤・通学者
団 体 名		年 齢	人 歳
ふりがな		年 齢	人 歳
代表者氏名		年 齢	人 歳
代表者住所	郵便番号		
電話番号	F	A	X
ふりがな		電 話 番 号	
連絡者氏名		電 話 番 号	
連絡者住所	郵便番号		
メールアドレス			
主な競技種目	使	用 区 分	体育館 ・ 運動場
備 考			

(注) 法人の場合は、記名押印してください。法人以外の場合でも、本人 (代表者) が
自署しない場合は、記名押印してください。

様式第1号 (第3条関係)

開放施設利用団体登録 (変更) 申請書

福津市教育委員会 様

福津市立学校の施設の開放に関する条例第3条の規定に基づき、開放施設の利用登録 (変更) を申請します。

施設利用の際はルールを守り、適切な利用を心がけます。また、誤って施設その他附属設備を損傷した場合は、その損害を実費にて賠償します。

なお、他団体から日程調整の希望があった場合は、福津市教育委員会が代表者又は連絡者の氏名・電話番号その他必要事項を、関係団体に知らせることを承諾します。

種 別	新規登録・内容変更	登録番号	
ふりがな		インターネット 予約システムID	
団 体 名		団 体 人 数	人 うち福津市内居住者 又は通勤・通学者
ふりがな		年 齢	人 歳
代表者氏名		年 齢	人 歳
代表者住所	郵便番号		
電話番号			
ふりがな		電 話 番 号	
連絡者氏名		電 話 番 号	
連絡者住所	郵便番号		
メールアドレス			
主な競技種目	使	用 区 分	体育館 ・ 運動場
備 考			

開放施設利用(減免)許可申請書										年	月	日
福津市教育委員会 様												
申請人 住所 氏名												
電話												
FAX												
メールアドレス												
福津市立学校の施設の開放に関する条例施行規則第4条の規定に基づき、申請します。												
利用施設	福津市立	学校(運動場・体育館)	平面・全面									
利用日時	年		月	日	()	時	分	～	時	分		
利用団体名												
利用予定人員	区分 人数 (市内居住者内数)	小・中・高生 名 ()	一般成人 名 ()	その他 名 ()	合計 名 ()							
利用責任者			電話番号									
利用目的			利用器具									
使用料	施設使用料		照明使用料		合計							
	料金	減免	差引	料金	減免	差引						
減免理由	1	施行規則第7条第1項(1)ウに該当	円	円	円	円	円	円				
	2	施行規則第7条第1項(1)イに該当	円	円	円	円	円	円				
3	その他()							減免の率 (1) 10割 (2) 5割 (3)				
上記のとおり(減免)許可します。										許可書		
年										月	日	福津市教育委員会教育長

開放施設利用(減免)許可申請書										年	月	日
福津市教育委員会 様												
住所 氏名												
電話												
FAX												
メールアドレス												
福津市立学校の施設の開放に関する条例施行規則第4条の規定に基づき、申請します。												
利用施設	福津市立	学校(運動場・体育館)	平面・全面									
利用日時	年		月	日	()	時	分	～	時	分		
利用団体名												
利用予定人員	区分 人数 (市内居住者内数)	小・中・高生 名 ()	一般成人 名 ()	その他 名 ()	合計 名 ()							
利用責任者			電話番号									
利用目的			利用器具									
使用料	施設使用料		照明使用料		合計							
	料金	減免	差引	料金	減免	差引						
減免理由	1	施行規則第7条第1項(1)ウに該当	円	円	円	円	円	円				
	2	施行規則第7条第1項(1)イに該当	円	円	円	円	円	円				
3	その他()							減免の率 (1) 10割 (2) 5割 (3)				
上記のとおり(減免)許可します。										許可書		
年										月	日	福津市教育委員会教育長

議案第 22 号

福津市全国大会等出場奨励金交付要綱の一部を改正することについて

福津市全国大会等出場奨励金交付要綱（平成 30 年福津市教育委員会告示第 1 号）は、次の理由により改正する必要があるので、別案のとおり、福津市全国大会等出場奨励金交付要綱の一部を改正する告示を制定する。

令和 6 年 4 月 25 日

福津市教育委員会
教育長職務代理人 青 木 一 乗

理 由

福津市全国大会等出場奨励金交付要綱（平成 30 年福津市教育委員会告示第 1 号）は、申請者等の利便性向上のため押印を廃止することに伴い、様式改正の必要が生じた。

これが、この議案を提出する理由である。

福津市全国大会等出場奨励金交付要綱の一部を改正する告示
(令和6年4月 日福津市教育委員会告示第 号)

福津市全国大会等出場奨励金交付要綱（平成30年福津市教育委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第1号の1及び様式第4号を別紙のように改める。

附 則

この告示は、令和6年4月25日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

福津市全国大会等出場奨励金交付申請書

福津市教育委員会教育長 様

交付申請額 金 円（第 4 条第 号該当）

(1) 大会名

(2) 期 日 年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ）

(3) 会 場

(4) 出場者（団体）名

(5) 学校名・学年

上記のとおり、福津市全国大会等出場奨励金交付要綱に基づき申請します。

年 月 日

申請者

住 所

連絡先

備考欄

①予選大会、代表選考会等の報告

大会名、期日、会場、試合結果等

②上記大会等及び全国大会等の開催要領等の写しを添付すること。

③出場登録者名簿等、全国大会等の出場がわかるものの写しを添付すること。

様式第1号の1（第5条関係）

福津市全国大会等出場奨励金事前届

福津市教育委員会教育長 様

(1) 大会名 _____

(2) 期 日 年 月 日 () ~ 年 月 日 ()

(3) 会 場 _____

(4) 出場者（団体）名

(5) 学校名・学年

福津市全国大会等出場奨励金交付要綱第5条第4項に基づき、上記のと通りの大会に出場することを届け出ます。

年 月 日

申請者

住 所 _____

連絡先

備考欄

①予選大会、代表選考会等の報告

大会名、期日、会場、試合結果等

大会名、期日、会場、試合結果等

②上記大会等及び全国大会等の開催要領等の写しを添付すること。

③出場登録者名簿等、全国大会等の出場がわかるものの写しを添付すること。

別記条件

本申請において、交付決定がなされなかった場合は、奨励金は交付されません。

様式第 4 号（第 8 条関係）

年 月 日

福津市全国大会等出場結果報告書

福津市教育委員会教育長 様

申請者 _____

住 所 _____

連絡先 _____

1. 大会名 _____

2. 期 日 年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ）

3. 会 場 _____

4. 大会報告

--

5. その他

※プログラム・成績表等、全国大会等の結果がわかるものの写しを添付すること。

新

様式第1号 (第5条関係)

福津市全国大会等出場奨励金交付申請書

福津市教育委員会教育長 様

交付申請額 金 円 (第4条第 号該当)

- (1) 大会名 _____
- (2) 期 日 年 月 日 () ~ 年 月 日 ()
- (3) 会 場 _____
- (4) 出場者 (団体) 名 _____
- (5) 学校名・学年 _____

上記のとおり、福津市全国大会等出場奨励金交付要綱に基づき申請します。

年 月 日

申請者 _____

住 所 _____

連絡先 _____

備考欄

①予選大会、代表選考会等の報告

大会名、期日、会場、試合結果等

②上記大会等及び全国大会等の開催要領等の写しを添付すること。

③出場登録者名簿等、全国大会等の出場がわかるものの写しを添付すること。

旧

様式第1号 (第5条関係)

福津市全国大会等出場奨励金交付申請書

福津市教育委員会教育長 様

交付申請額 金 円 (第4条第 号該当)

- (1) 大会名 _____
- (2) 期 日 年 月 日 () ~ 年 月 日 ()
- (3) 会 場 _____
- (4) 出場者 (団体) 名 _____
- (5) 学校名・学年 _____

上記のとおり、福津市全国大会等出場奨励金交付要綱に基づき申請します。

年 月 日

申請者 _____ 印

住 所 _____

連絡先 _____

備考欄

①予選大会、代表選考会等の報告

大会名、期日、会場、試合結果等

②上記大会等及び全国大会等の開催要領等の写しを添付すること。

③出場登録者名簿等、全国大会等の出場がわかるものの写しを添付すること。

新

様式第1号の1（第5条関係）

福津市全国大会等出場奨励金事前届

福津市教育委員会教育長 様

(1) 大会名

(2) 期 日 年 月 日 () ~ 年 月 日 ()

(3) 会 場

(4) 出場者 (団体) 名

(5) 学校名・学年

福津市全国大会等出場奨励金交付要綱第5条第4項に基づき、上記のとおり大会に出場することを届け出ます。

年 月 日

申請者

住 所

連絡先

備考欄

① 予選大会、代表選考会等の報告
大会名、期日、会場、試合結果等

② 上記大会等及び全国大会等の開催要領等の写しを添付すること。
③ 出場登録者名簿等、全国大会等の出場がわかるものの写しを添付すること。

別記条件

本申請において、交付決定がなされなかった場合は、奨励金は交付されません。

旧

様式第1号の1（第5条関係）

福津市全国大会等出場奨励金事前届

福津市教育委員会教育長 様

(1) 大会名

(2) 期 日 年 月 日 () ~ 年 月 日 ()

(3) 会 場

(4) 出場者 (団体) 名

(5) 学校名・学年

福津市全国大会等出場奨励金交付要綱第5条第4項に基づき、上記のとおり大会に出場することを届け出ます。

年 月 日

申請者

住 所

連絡先

備考欄

① 予選大会、代表選考会等の報告
大会名、期日、会場、試合結果等

② 上記大会等及び全国大会等の開催要領等の写しを添付すること。
③ 出場登録者名簿等、全国大会等の出場がわかるものの写しを添付すること。

別記条件

本申請において、交付決定がなされなかった場合は、奨励金は交付されません。

新

様式第4号 (第8条関係)

年 月 日

福津市全国大会等出場結果報告書

福津市教育委員会教育長 様

申請者

住 所

連絡先

1. 大会名

2. 期 日 年 月 日 () ~ 年 月 日 ()

3. 会 場

4. 大会報告

5. その他

※プログラム・成績表等、全国大会等の結果がわかるものの写しを添付すること。

旧

様式第4号 (第8条関係)

年 月 日

福津市全国大会等出場結果報告書

福津市教育委員会教育長 様

申請者

住 所

連絡先

1. 大会名

2. 期 日 年 月 日 () ~ 年 月 日 ()

3. 会 場

4. 大会報告

5. その他

※プログラム・成績表等、全国大会等の結果がわかるものの写しを添付すること。

議案第 23 号

福津市複合文化センター条例施行規則の一部を改正することについて

福津市複合文化センター条例施行規則（平成 28 年福津市教育委員会規則第 14 号）は次の理由により改正する必要があるので、別紙のとおり福津市複合文化センター条例施行規則の一部を改正する規則を制定する。

令和 6 年 4 月 25 日

福津市教育委員会
教育長職務代理人 青 木 一 乗

理 由

福津市複合文化センター条例施行規則（平成 28 年福津市教育委員会規則第 14 号）は、申請者等の利便性向上のため押印を廃止することに伴い、様式改正の必要が生じた。

これが、この議案を提出する理由である。

福津市複合文化センター条例施行規則の一部を改正する規則
(令和6年4月 日福津市教育委員会規則第 号)

福津市複合文化センター条例施行規則（平成28年福津市教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

様式第10号、第13号、第19号、第21号及び第23号から第25号までを別紙のように改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

複 写 申 込 書

文化センター図書館では、利用者サービスの一環として資料の複写を行っています。複写につきましては、著作権法や出版社の要請等に鑑み、特に下記要件の遵守をお願いしています。

複写前は、太枠内の必要事項を記入の上、図書館職員に提出して下さい。複写後は、複写内容の確認のために、再度図書館職員に声をおかけ下さい。

- 1 文化センター図書館に所蔵する資料であること(個人の持ち込み資料は複写できません)
- 2 個人の申請であること(法人や団体での申請は複写できません)
- 3 個人の調査研究に関する目的であること(仕事等営利目的や趣味娯楽目的では複写できません)
- 4 公表された著作物の一部分であること(著作物の半分以上は複写できません)
- 5 利用者 1 人につき 1 箇所 1 部であること(同じ箇所を 2 部以上は複写できません)
- 6 住宅地図(ゼンリン)は、利用者 1 人につき区割り図(見開き 2 ページ)の半分を超えない範囲であること(複写 1 枚ごとに申込書に記入してください)

種 類	資 料 名	頁	職員確認
本・雑誌			
新 聞	()新聞(朝・夕)		
	()新聞(朝・夕)		
住宅地図			
		合計 枚	

私は著作権法を遵守し、上記要件と貴館の指示に従って、本件複写を申し込みます。

年 月 日

住所 _____

氏名 _____

様式第 13 号（第 19 条関係）

年 月 日

福津市教育委員会 様

申請人 住 所
氏 名
保護者名

図書館資料等弁償免除申請書

文化センター図書館から借用した下記の資料等を返却できなくなりましたので、証明書を添え、
弁償の免除を申請します。

記

資料名

理 由

弁償免除処理伺

福津市複合文化センター条例施行規則第 19 条の規定に基づき、下記のとおり処理してよろ
しいか伺います。

記

資 料 名	免 除	免 除 却 下	理 由

発注日 年 月 日
完了日 年 月 日

資料借用許可申請書

年 月 日

福津市教育委員会 様

住所等
申込者
氏名等
(電話番号)

下記のとおり、資料借用許可を申請します。

記

借用資料	
借用目的	
借用期間	
その他	

(注)

申込者が法人の場合は、記名押印してください。法人以外の場合でも、本人（代表者）が自署しない場合は、記名押印してください。

様式第 21 号（第 31 条関係）

資料模写等許可申請書

年 月 日

福津市教育委員会 様

住所等
申込者
氏名等
(電話番号)

下記のとおり、資料模写等を申請します。

記

資 料	
目 的	
日 時	
作業内容	
そ の 他	

(注)

申込者が法人の場合は、記名押印してください。法人以外の場合でも、本人（代表者）が自署しない場合は、記名押印してください。

様式第 23 号（第 32 条関係）

複 写 申 込 書

年 月 日

福津市教育委員会 様

住所等
申込者
氏名等
(電話番号)

下記のとおり、資料の複写を申し込みます。

記

複 写 資 料	
複 写 方 法	
目 的	
備 考	

※ 複写資料を印刷・出版する場合は、別途手続きが必要です。

様式第 24 号（第 34 条関係）

資料寄贈申込書

年 月 日

福津市教育委員会 様

住所等
申込者
氏名等
(電話番号)

福津市歴史資料として、下記資料の寄贈を申し込みます。

記

寄贈資料

資料名	形 状	数 量	備 考

特記事項

--

(注)

申込者が法人の場合は、記名押印してください。法人以外の場合でも、本人（代表者）が自署しない場合は、記名押印してください。

資料寄託申込書

年 月 日

福津市教育委員会 様

住所等
申込者
氏名等
(電話番号)

福津市歴史資料として、下記のとおり資料の寄託を申し込みます。

記

対象資料

資料名	形 状	数 量	備 考

保管の期間 年 月 日～ 年 月 日
ただし、申込者の請求又は福津市教育委員会の事情により、双方の合意の上、
保管の期間にかかわらず、資料を返却することがある。

保管の場所 福津市複合文化センター（歴史資料館）

保管の条件 福津市所蔵資料と同一の条件と注意をもって保管する。

保管の責任 上記の保管条件で発生した損失及び、天災その他の避けられない事由による損失については、福津市教育委員会はその責を負わない。

資料の利用 福津市所蔵資料と同一の利用とする。ただし、資料の所有者名を公表する場合、
及び第三者に貸出又は閲覧、撮影等の利用をさせる場合は、申込者の承諾を得る。

（注）

申込者が法人の場合は、記名押印してください。法人以外の場合でも、本人（代表者）が自署しない場合は、記名押印してください。

複 写 申 込 書

文化センター図書館では、利用者サービスの一環として資料の複写を行っています。複写につきましては、著作権法や出版社の要請等に鑑み、特に下記要件の遵守をお願いします。複写後は、複写内容の確認のために、再度図書館職員に声をおかけ下さい。

- 1 文化センター図書館に所蔵する資料であること(個人の持ち込み資料は複写できません)
- 2 個人の申請であること(法人や団体での申請は複写できません)
- 3 個人の調査研究に関する目的であること(仕事等営利目的や趣味娯楽目的では複写できません)
- 4 公表された著作物の一部分であること(著作物の半分以上は複写できません)
- 5 利用者1人につき1箇所1部であること(同じ箇所を2部以上は複写できません)
- 6 住宅地図(ゼンリン)は、利用者1人につき区割り図(見開き2ページ)の半分以上は複写できません(複写1枚ごとに申込書に記入してください)

種 類	資 料 名	頁	職員確認
本・雑誌			
新 聞	()新聞(朝・夕)		
	()新聞(朝・夕)		
住宅地図			
		合 計	枚

私は著作権法を遵守し、上記要件と貴館の指示に従って、本件複写を申し込みます。

年 月 日

住所 _____
氏名 _____

複 写 申 込 書

文化センター図書館では、利用者サービスの一環として資料の複写を行っています。複写につきましては、著作権法や出版社の要請等に鑑み、特に下記要件の遵守をお願いします。複写後は、複写内容の確認のために、再度図書館職員に声をおかけ下さい。

- 1 文化センター図書館に所蔵する資料であること(個人の持ち込み資料は複写できません)
- 2 個人の申請であること(法人や団体での申請は複写できません)
- 3 個人の調査研究に関する目的であること(仕事等営利目的や趣味娯楽目的では複写できません)
- 4 公表された著作物の一部分であること(著作物の半分以上は複写できません)
- 5 利用者1人につき1箇所1部であること(同じ箇所を2部以上は複写できません)
- 6 住宅地図(ゼンリン)は、利用者1人につき区割り図(見開き2ページ)の半分以上は複写できません(複写1枚ごとに申込書に記入してください)

種 類	資 料 名	頁	職員確認
本・雑誌			
新 聞	()新聞(朝・夕)		
	()新聞(朝・夕)		
住宅地図			
		合 計	枚

私は著作権法を遵守し、上記要件と貴館の指示に従って、本件複写を申し込みます。

年 月 日

住 所 _____
氏 名 _____

新

様式第 13 号 (第 19 条関係)

年 月 日

福津市教育委員会 様

申請人 住 所
氏 名
保護者名

図書館資料等弁償免除申請書

文化センター図書館から借用した下記の資料等を返却できなくなりましたので、証明書を添え、弁償の免除を申請します。

記

資料名
理 由

弁償免除処理同

福津市複合文化センター条例施行規則第 19 条の規定に基づき、下記のとおり処理してよろしいか伺います。

記

資 料 名	免 除	免 除 却 下	理 由

			発注日	年	月	日
			完了日	年	月	日

旧

様式第 13 号 (第 19 条関係)

年 月 日

福津市教育委員会 様

申請人 住 所
氏 名
保護者名

図書館資料等弁償免除申請書

文化センター図書館から借用した下記の資料等を返却できなくなりましたので、証明書を添え、弁償の免除を申請します。

記

資料名
理 由

弁償免除処理同

福津市複合文化センター条例施行規則第 19 条の規定に基づき、下記のとおり処理してよろしいか伺います。

記

資 料 名	免 除	免 除 却 下	理 由

			発注日	年	月	日
			完了日	年	月	日

新

旧

様式第 19 号 (第 30 条関係)

様式第 19 号 (第 30 条関係)

資料借用許可申請書

資料借用許可申請書

年 月 日

年 月 日

福津市教育委員会 様

福津市教育委員会 様

住所等
申込者
氏名等
(電話番号)

住所等
申込者
氏名等
(電話番号)

下記のとおり、資料借用許可を申請します。

下記のとおり、資料借用許可を申請します。

記

記

借用資料	
借用目的	
借用期間	
その他	

借用資料	
借用目的	
借用期間	
その他	

(注)

申込者が法人の場合は、記名押印してください。法人以外の場合でも、本人（代表者）が自署しない場合は、記名押印してください。

新

様式第 21 号 (第 31 条関係)

資料模写等許可申請書

年 月 日

福津市教育委員会 様

住所等
申込者
氏名等
(電話番号)

旧

様式第21号 (第31条関係)

資料模写等許可申請書

年 月 日

福津市教育委員会 様

住所等
申込者
氏名等
(電話番号 ⑤)

下記のとおり、資料模写等を申請します。

記

資 料	
目 的	
日 時	
作業内容	
そ の 他	

(注)

申込者が法人の場合は、記名押印してください。法人以外の場合でも、本人（代表者）が自署しない場合は、記名押印してください。

下記のとおり、資料模写等を申請します。

記

資 料	
目 的	
日 時	
作業内容	
そ の 他	

新

様式第 23 号 (第 32 条関係)

複 写 申 込 書

年 月 日

福津市教育委員会 様

住所等
申込者
氏名等

下記のとおり、資料の複写を申し込みます。

記

複 写 資 料	
複 写 方 法	
目 的	
備 考	

※ 複写資料を印刷・出版する場合は、別途手続きが必要です。

旧

様式第23号 (第32条関係)

複 写 申 込 書

平成 年 月 日

福津市教育委員会 様

住所等
申込者
氏名等
(電話番号)

下記のとおり、資料の複写を申し込みます。

記

複写資料	
複写方法	
目 的	
備 考	

※ 複写資料を印刷・出版する場合は、別途手続きが必要です。

新

様式第 24 号 (第 34 条関係)

資料寄贈申込書

年 月 日

福津市教育委員会 様

住所等
申込者
氏名等
(電話番号)

福津市歴史資料として、下記資料の寄贈を申し込みます。

記

寄贈資料	資料名	形 状	数 量	備 考

特記事項

(注)
申込者が法人の場合は、記名押印してください。法人以外の場合でも、本人（代表者）が自署しない場合は、記名押印してください。

旧

様式第24号 (第34条関係)

資料寄贈申込書

平成 年 月 日

福津市教育委員会 様

住所等
申込者
氏名等
(電話番号)

福津市歴史資料として、下記資料の寄贈を申し込みます。

記

寄贈資料	資料名	形 状	数 量	備 考

特記事項

新

様式第 25 号 (第 34 条関係)

資料寄託申込書

年 月 日

福津市教育委員会 様

住所等

申込者

氏名等

(電話番号

)

福津市歴史資料として、下記のとおり資料の寄託を申し込みます。

記

対象資料	資料名	形 状	数 量	備 考

保管の期間 年 月 日 ~ 年 月 日
ただし、申込者の請求又は福津市教育委員会の事情により、双方の合意の上、保管の期間にかかわらず、資料を返却することがある。

保管の場所 福津市複合文化センター (歴史資料館)

保管の条件 福津市所蔵資料と同一の条件と注意をもって保管する。

保管の責任 上記の保管条件で発生した損失及び、天災その他の避けられない事由による損失については、福津市教育委員会はその責を負わない。

資料の利用 福津市所蔵資料と同一の利用とする。ただし、資料の所有者名を公表する場合、及び第三者に貸出又は閲覧、撮影等の利用をさせる場合は、申込者の承諾を得る。

(注)
申込者が法人の場合は、記名押印してください。法人以外の場合でも、本人 (代表者) が自署しない場合は、記名押印してください。

旧

様式第25号 (第34条関係)

資料寄託申込書

平成 年 月 日

福津市教育委員会 様

住所等

申込者

氏名等

(電話番号

印)

福津市歴史資料として、下記のとおり資料の寄託を申し込みます。

記

対象資料	資料名	形 状	数 量	備 考

保管の期間 年 月 日 ~ 年 月 日
ただし、申込者の請求又は福津市教育委員会の事情により、双方の合意の上、保管の期間にかかわらず、資料を返却することがある。

保管の場所 福津市複合文化センター (歴史資料館)

保管の条件 福津市所蔵資料と同一の条件と注意をもって保管する。

保管の責任 上記の保管条件で発生した損失及び、天災その他の避けられない事由による損失については、福津市教育委員会はその責を負わない。

資料の利用 福津市所蔵資料と同一の利用とする。ただし、資料の所有者名を公表する場合、及び第三者に貸出又は閲覧、撮影等の利用をさせる場合は、申込者の承諾を得る。

議案第 24 号

福津市中学部活動改革検討協議会設置要綱の一部を改正することについて

福津市中学部活動改革検討協議会設置要綱（令和 5 年福津市教育委員会告示第 5 号）は、次の理由により改正する必要があるので、別案のとおり、福津市中学部活動改革検討協議会設置要綱の一部を改正する告示を制定する。

令和 6 年 4 月 25 日

福津市教育委員会
教育長職務代理者 青 木 一 乗

理 由

協議会を設置するにあたり、委員の構成に見直しの必要が生じたため。
これが、この議案を提出する理由である。

福津市中学部活動活動改革検討協議会設置要綱の一部を改正する告示
(令和6年4月 日福津市教育委員会告示第 号)

福津市中学部活動活動改革検討協議会設置要綱（令和5年福津市教育委員会告示第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中、第3号から第5号を削り、第6号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

（1）学識経験のある者

附 則

この告示は、令和6年4月25日から施行する。

福津市中学部活動改訂協議会設置要綱（令和5年福津市教育委員会告示第5号）新旧対照表

新	旧
第4条 協議会は、10名以内の委員をもって構成する。 2 委員は、次の各号に掲げる組織の代表者で構成し、教育長が任命する。 (1) <u>学識経験のある者</u> (2) <u>学校関係者</u> (3) <u>スポーツ推進委員</u> (4) <u>前各号に掲げるもののほか、教育長が必要と認めた者</u>	第4条 協議会は、10名以内の委員をもって構成する。 2 委員は、次の各号に掲げる組織の代表者で構成し、教育長が任命する。 (1) <u>学校関係者</u> (2) <u>スポーツ推進委員</u> (3) <u>体育協会</u> (4) <u>文化協会</u> (5) <u>地域スポーツ団体</u> (6) <u>前各号に掲げるもののほか、教育長が必要と認めた者</u>

議案第 25 号

福津市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱の一部を改正することについて

福津市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱（平成 25 年福津市教育委員会告示第 1 号）は次の理由により改正する必要があるので、別紙のとおり福津市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱の一部を改正する告示を制定する。

令和 6 年 4 月 25 日

福津市教育委員会
教育長職務代理者 青 木 一 乗

理 由

福津市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱（平成 25 年福津市教育委員会告示第 1 号）は、申請書等の利便性向上のため押印を廃止することに伴い、様式改正の必要が生じた。

これが、この議案を提出する理由である。

福津市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱の一部を改正する告示
(令和6年4月 日福津市教育委員会告示第 号)

福津市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱（平成25年福津市教育委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

様式第1号を別紙のとおり改める。

附 則

この告示は、令和6年4月25日から施行する。

新

様式第1号(第7条関係)

福津市立図書館雑誌スポンサー制度申込書

年 月 日

福津市立図書館 あて

申込者

所在地 〒

(住所)

名 称

(氏名)

代表者氏名

福津市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱第7条の規定に基づき、次のとおり申し込みます。

広告の掲載を 希望する雑誌名		
広告掲載希望期間	年 月 発刊分 ～ 年 月 発刊分	
担当者氏名 及び連絡先	部 署	
	担当者名	
	電話番号	
	FAX 番号	
添付書類	広告実物案・会社概要等(事業内容がわかるもの)	

(注) 申請者が法人の場合は、記名押印してください。法人以外の場合でも、
本人(代表者)が自署しない場合は、記名押印してください。

新

様式第1号(第7条関係)

福津市立図書館雑誌スポンサー制度申込書

年 月 日

福津市立図書館 あて

申込者

所在地 〒
(住所)
名 称
(氏名)
代表者氏名

福津市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱第7条の規定に基づき、次のとおり申し込みます。

広告の掲載を希望する雑誌名						
広告掲載希望期間	年	月	刊分	年	月	刊分
担当者氏名及び連絡先	部 署					
	担当者名					
	電話番号					
	FAX番号					
添付書類	広告実物案・会社概要等(非案内がわかるもの)					

(注) 申請者が法人の場合は、記名押印してください。法人以外の場合でも、本人(代表者)が自署しない場合は、記名押印してください。

旧

様式第1号(第7条関係)

福津市立図書館雑誌スポンサー制度申込書

年 月 日

福津市立図書館 あて

申込者

所在地 〒
(住所)
名 称
(氏名)
代表者氏名

福津市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱第7条の規定に基づき、次のとおり申し込みます。

広告の掲載を希望する雑誌名							
広告掲載希望期間	年	月	刊分	～	年	月	刊分
担当者氏名及び連絡先	部 署						
	担当者名						
	電話番号						
	FAX番号						
添付書類	広告実物案・会社概要等(非案内がわかるもの)						

議案第26号

福津市スポーツ推進委員の解任について

別紙のとおり福津市スポーツ推進委員を解任する。

令和6年4月25日

福津市教育委員会

教育長職務代理者 青 木 一 乗

理 由

福津市スポーツ推進委員規則（平成17年福津市教育委員会規則第26号）第5条第2項の規定により任命した委員1名から辞任の申出があったことに伴い、この委員を解任する。

これが、この議案を提出する理由である。

参 考

○スポーツ基本法（抄）

（スポーツ推進委員）

第三十二条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

1. 解任する者（解任日：令和6年4月30日）

	氏名	ふりがな	性別	年齢	初回委嘱年月日	経験年数	備考
1	吉村 千智	よしむら ちさと	女	57	平成30年8月1日	5年8月	

【参考】委嘱済みの者（任期：令和5年4月1日から令和7年3月31日まで）

	氏名	ふりがな	性別	年齢	初回委嘱年月日	経験年数	備考
1	阿部 康英	あべ やすひで	男	56	平成19年4月1日	17年	
2	上坂 仁志	うえさか ひとし	男	70	平成29年4月1日	7年	
3	内山 久美子	うちやま くみこ	女	66	平成14年4月1日	22年	
4	鹿嶋 秀夫	かしま ひでお	男	67	平成23年4月1日	13年	
5	黒崎 裕徳	くろさき ひろのり	男	68	平成14年4月1日	22年	
6	篠崎 寿美子	しのざき すみこ	女	61	平成27年4月1日	9年	
7	白坂 公美子	しらさか くみこ	女	60	平成27年10月1日	8年6月	
8	武田 千代子	たけだ ちよこ	女	67	平成11年4月1日	25年	
9	中村 清隆	なかむら きよたか	男	52	平成25年4月1日	11年	
10	中村 鶴美	なかむら つるみ	女	63	平成24年4月1日	12年	
11	増井 久美子	ますい くみこ	女	66	平成15年8月11日	20年8月	
12	水田 尚文	みずた なおふみ	男	65	平成9年4月1日	27年	
13	吉塚 和明	よしづか かずあき	男	43	平成26年7月1日	9年9月	

※ 名簿は五十音順

※ 年齢および経験年数は、令和6年4月1日時点

委員総数13名のうち、男7名（53.8%）、女6名（46.2%）

委員の平均年齢は61.8歳（うち男：60.1歳、女：63.8歳）

議案第 27 号

令和 6 年度福津市学校運営協議会委員の任命について

別紙の者を学校運営協議会委員に任命する。

令和 6 年 4 月 25 日

福津市教育委員会
教育長職務代理者 青 木 一 乗

理 由

福津市学校運営協議会規則（平成 18 年福津市教育委員会規則第 8 号）第 5 条の規定に基づき、学校運営協議会委員を任命する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

参 考

○福津市学校運営協議会規則（抄）

（設置）

第 4 条 福津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、学校ごとに協議会を設置する。

（委員の任命等）

第 5 条 協議会の委員は、次の各号に掲げる者について、教育委員会が任命する。

- （1） 対象学校の所在する地域の住民
- （2） 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者
- （3） 社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 9 条の 7 第 1 項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
- （4） 対象学校の校長
- （5） 学識経験者
- （6） 関係行政機関の職員
- （7） その他教育委員会が必要と認める者

- 2 委員は特別職の地方公務員の身分を有する。
- 3 委員の定数は、各協議会につき15人以内で、教育委員会が対象学校の校長と協議して定める。ただし、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の3未満であってはならない。
- 4 対象学校の校長は、第1項の委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができる。

令和6年度 学校運営協議会委員名簿（福津市立神興小学校）

No.	選出	区分	氏 名	フリガナ	団体名	職名
1	1号	地域住民	富松 享一	トミマツ コウイチ	神興小学校郷づくり推進協議会	会長
2	1号	地域住民	青木 弓子	アオキ ユミコ	神興小学校郷づくり推進協議会	子育て部会長
3	1号	地域住民	福島 雅一	フクシマ マサカズ	神興地域郷づくり推進協議会	地域防犯防災部長
4	1号	地域住民	奈須 匡隆	ナス マサタカ	元神興小学校PTA	元PTA会長
5	1号	地域住民	笠置 千晶	カサギ チアキ	民生委員	民生委員・主任児童委員
6	2号	保護者	野口 尚洋	ノグチ ナオヒロ	神興小学校PTA	PTA会長
7	3号	地域学校協働活動推進員	宇都宮 幸	ウツノミヤ ミユキ	地域学校協働本部	地域学校協働活動推進委員
8	3号	地域学校協働活動推進員	天野 倫子	アマノ トモコ	地域学校協働本部	地域学校協働活動推進委員
9	4号	校長	児島 由美	コジマ ユミ	福津市立神興小学校	校長
10	5号	学識経験者	成清 鉄男	ナリキヨ テツオ	北九州YMCA学園	日本語講師
11	6号	行政機関の職員	田沼 悟志	タヌマ サトシ	福津市教育委員会	学校教育課長
12	7号	教育委員会が必要と認める者	安永 マリ	ヤスナガ マリ	福津市立神興幼稚園	園長
13	7号	教育委員会が必要と認める者	赤間 秀典	アカマ ヒデノリ	ひがしふくま真愛保育園	園長
14	7号	教育委員会が必要と認める者	古賀 毅	コガ ツヨシ	福津市立福岡東中学校	教頭
15						

任期 令和6年5月1日 から 令和7年3月31日 まで

令和6年度 学校運営協議会委員名簿（福津市立上西郷小学校）

No.	選出	区分	氏 名	フリガナ	団体名	職名
1	1号	地域住民	檜原 純江	ナラハラ スミエ	民生委員	会長
2	1号	地域住民	倉元 三雄	クラモト ミツオ	郷づくり	副会長
3	1号	地域住民	末廣 隆	スエヒロ タカシ	郷づくり	
4	1号	地域住民	橘木 晴美	タチバナキ ハルミ	郷づくり（子育て支援部会長）	
5	2号	保護者	白川 勝博	シラカワ マサヒロ	PTA会長	
6	2号	保護者	後藤 みなみ	ゴトウ ハルマ	PTA副会長	
7	2号	保護者	大森 千和	オオモリ チヨリ	PTA副会長（母親代表）	
8	2号	保護者	金岡 美穂	カネオカ ミホ	PTA書記	
9	3号	地域学校協働活動推進員	水上 幸枝	ミズカミ サチエ	地域学校協働本部	
10	3号	地域学校協働活動推進員	渡邊 志穂	ワタナベ シホ	地域学校協働本部	
11	4号	校長	近藤 浩美	コンドウ ヒロミ	上西郷小学校	
12	5号	学識経験者	鬼木 務	オニキ ツトム	福岡教育大学教職大学院	
13	6号	行政機関の職員	石津 輝昭	イシヅ テルアキ	福津市教育委員会	教育部長
14	7号	教育委員会が必要と認める者	村田 日奈子	ムラタ ヒナコ	福岡東中学校	
15	7号	教育委員会が必要と認める者	安永 めぐみ	ヤスナガ メグミ	いろどり真愛保育園	

任期 令和6年5月1日 から 令和7年3月31日 まで

令和6年度 学校運営協議会委員名簿（福津市立福間小学校）

No.	選出	区分	氏 名	フリガナ	団体名	職名
1	1号	地域住民	岡田 和憲	オカダ カズノリ	ふくま郷づくりの会	会長
2	1号	地域住民	井上 美由紀	イノウエ ミユキ	福津市商工会女性部	筆頭副部長
3	1号	地域住民	樽谷 将仁	クレタニ マサト	ふくま郷づくりの会	副会長
4	1号	地域住民	中嶋 敏郎	ナカシマ トシロウ	集いの場「みどり」	管理者
5	2号	保護者	牛島 博臣	ウシジマ ヒロオミ	福間小学校父母教師会	元会長
6	2号	保護者	深田 美帆	フカタ ミホ	福間小学校父母教師会	会長
7	2号	保護者	鈴河 華奈子	スズカワ カナコ	福間小学校父母教師会	副会長
8	3号	地域学校協働活動推進員	山口 恵美	ヤマグチ エミ	福間小学校地域学校協働本部	地域学校協働活動推進員
9	3号	地域学校協働活動推進員	岩熊 佐予可	イワクマ サヨカ	福間小学校地域学校協働本部	地域学校協働活動推進員
10	4号	校長	安河内 友美	ヤスコウチ ユミ	福間小学校	校長
11	5号	学識経験者	鬼木 務	オニキ ツトム	福岡教育大学	教授
12	6号	行政機関の職員	芹野 文彦	セリノ フミヒコ	福津市教育委員会	郷育推進課長
13	7号	教育委員会が必要と認める者	西原 礼子	ニシハラ レイコ	大和保育所	園長
14	7号	教育委員会が必要と認める者	鷲尾 尚平	ケイオ ショウヘイ	福間中学校	主幹教諭
15						

任期 令和6年5月1日 から 令和7年3月31日 まで

令和6年度 学校運営協議会委員名簿（福津市立神興東小学校）

No.	選出	区分	氏 名	フリガナ	団体名	職名
1	1号	地域住民	木下 重幸	キノシタ シゲユキ	神興東地域郷づくり推進協議会	会長
2	1号	地域住民	樋口 英典	ヒグチ ヒデノリ	神興東地域郷づくり推進協議会	副会長
3	1号	地域住民	野田 容徳	ノダ ヨシノリ	神興東地域郷づくり推進協議会	環境景観部会長
4	1号	地域住民	藤本 美和子	フジモト ミワコ	若木台自治会	元自治会長
5	2号	保護者	永原 弘貴	ナガハラ ヒロタカ	神興東小学校PTA	会長
6	2号	保護者	多々納 健人	タタノ ケント	神興東小学校PTA	副会長
7	3号	地域学校協働活動推進員	中里 恵子	ナカザト ケイコ	地域学校協働活動本部	地域学校協働活動推進員
8	4号	校長	的場 隆幸	マトバ タカユキ	神興東小学校	校長
9	5号	学識経験者	伊藤 克治	イトウ カツジ	福岡教育大学	教授
10	5号	学識経験者	金光 理	カナミツ オサム	福岡教育大学	教授
11	6号	行政機関の職員	桑野 敦子	クワノ アツコ	福津市教育委員会	みらい教育係長
12	7号	教育委員会が必要と認める者	林 由美子	ハヤシ ユミコ	真愛保育園	園長
13	7号	教育委員会が必要と認める者	木月 佳子	キヅキ ケイコ	若木台幼稚園	園長
14	7号	教育委員会が必要と認める者	國廣 信弥	クニヒロ シンヤ	福間東中学校	校長
15						

任期 令和6年5月1日 から 令和7年3月31日 まで

令和6年度 学校運営協議会委員名簿（福津市立福間南小学校）

No.	選出	区分	氏 名	フリガナ	団体名	職名
1	1号	地域住民	石原 政道	イシハラ マサミチ	福間南郷づくり推進協議会	会長
2	1号	地域住民	野中 博文	ノナカ ヒロフミ	福間南郷づくり推進協議会	防犯・防災部会長
3	1号	地域住民	芳賀 邦子	ハガ クニコ	福間南郷づくり推進協議会	子育て・青少年育成部会長
4	1号	地域住民	石飛 正展	イシトビ マサノブ	イオンモール福津	ゼネラルマネージャー
5	1号	地域住民	安德 尊博	アントク タカヒロ	いろどり真愛保育園	園長
6	2号	保護者	尾塚 宗典	オヅカ ムネノリ	福間南小学校PTA	元会長
7	2号	保護者	木下 雄基	キノシタ ユウキ	福間南小学校PTA	会長
8	3号	地域学校協働活動推進員	足立 憲正	アダチ ノリマサ	福間南小学校	地域コーディネーター
9	3号	地域学校協働活動推進員	佐藤 早也香	サトウ サヤカ	福間南小学校	地域コーディネーター
10	3号	地域学校協働活動推進員	井上 未来	イノウエ ミキ	福間南小学校	地域コーディネーター
11	4号	校長	高木 陽一郎	タカキ ヨウイチロウ	福間南小学校	校長
12	5号	学識経験者	森 保之	モリ ヤスユキ	福岡教育大学	副学長
13	6号	行政機関の職員	吉住 美津子	ヨシズミ ミツコ	福津市学校教育課	主任指導主事
14	7号	教育委員会が必要と認める者	占部 真澄	ウラベ マスミ	福間中学校	主幹教諭
15						

任期 令和6年5月1日 から 令和7年3月31日 まで

令和6年度 学校運営協議会委員名簿（福津市立津屋崎小学校）

No.	選出	区分	氏 名	フリガナ	団体名	職名
1	1号	地域住民	山口 剛	ヤマグチ ツヨシ	津屋崎地域郷づくり推進協議会	安心安全部会長
2	1号	地域住民	小林 洋子	コバヤシ ヨウコ	聖愛幼稚園	園長
3	1号	地域住民	寺嶋 輝次	テラシマ テルツグ	津屋崎地域郷づくり推進協議会	子育て部会長
4	1号	地域住民	山川 隆明	ヤマカワ タカアキ	宮司地区郷づくり推進協議会	子供110番隊長
5	1号	地域住民	阿部 康英	アベ ヤスヒデ	宮司地区郷づくり推進協議会	安心安全部会長
6	1号	地域住民	西田 明日香	ニシダ アスカ	中学校区住民	統括地域学校協働活動推進委員
7	1号	地域住民	芹野 伊都美	セリノ イツミ	子ども見守り隊	津屋崎見守り隊
8	2号	保護者	阿部 由香	アベ ユカ	津屋崎小学校PTA	PTA本部役員
9	3号	地域学校協働活動推進員	江上 亜紀	エガミ アキ	津屋崎小学校住民	地域コーディネーター
10	4号	校長	西田 剛信	ニシダ タケノブ	津屋崎小学校	校長
11	5号	学識経験者	牛島 玲	ウシジマ レイ	福岡教育大学大学院	教授
12	6号	行政機関の職員	吉崎 和哉	ヨシザキ カズヤ	福津市教育委員会	教育総務課長
13	7号	教育委員会が必要と認める者	谷 一実	タニ カズミ	学童	主任学童指導員
14	7号	教育委員会が必要と認める者	日中 大介	ヒナカ ダイスケ	津屋崎中学校	主幹教諭
15						

任期 令和6年5月1日 から 令和7年3月31日 まで

令和6年度 学校運営協議会委員名簿（福津市立勝浦小学校）

c v	選出	区分	氏 名	フリガナ	団体名	職名
1	1号	地域住民	花田 孝信	ハナダ タカノブ	勝浦地域郷づくり推進協議会	役員
2	2号	保護者	花田 誠一郎	ハナダ セイイチロウ	勝浦小学校父母教師の会	PTA会長
3	2号	保護者	稲吉 智子	イナヨシ トモコ	勝浦小学校父母教師の会	PTA会計
4	2号	保護者	山道 喜恵	ヤマジ ノブエ	アンビシャス広場	代表
5	3号	地域学校協働活動推進員	戸畑 貴子	トバタ タカコ	地域学校協働本部	地域学校協働活動推進員
6	3号	地域学校協働活動推進員	西田 明日香	ニシダ アスカ	地域学校協働本部	地域学校協働活動推進員
7	4号	校長	原尻 敏広	ハラジリ トシヒロ	勝浦小学校	校長
8	5号	学識経験者	鬼木 務	オニキ ツトム	福岡教育大学教職大学院	教授
9	6号	行政機関の職員	木村 篤典	キムラ アツノリ	福津市教育委員会	教育指導係長
10	7号	教育委員会が必要と認める者	福田 ちなみ	フクダ チナミ	勝浦小学校学童保育所	指導員
11	7号	教育委員会が必要と認める者	井上 伸和	イノウエ ノブカズ	津屋崎中学校	教頭
12						
13						
14						
15						

任期 令和6年5月1日 から 令和7年3月31日 まで

令和6年度 学校運営協議会委員名簿（福津市立福間中学校）

No.	選出	区分	氏 名	フリガナ	団体名	職名
1	1号	地域住民	木本 圭子	キモト ケイコ	郷育カレッジ運営委員	
2	1号	地域住民	池浦 保行	イケウラ ヤスユキ		
3	1号	地域住民	増井 久美子	マスイ クミコ	福津市スポーツ推進委員	
4	1号	地域住民	波多野 哲平	ハタノ テツペイ		
5	2号	保護者	久保 貴弘	クボ タカヒロ		PTA会長
6	2号	保護者	廣渡 亜佳梨	ヒロワタリ アカリ		PTA総務
7	3号	地域学校協働活動推進員	矢野 初美	ヤノ ハツミ	地域学校協働本部	地域学校協働活動推進員
8	3号	地域学校協働活動推進員	羽田野 真里子	ハタノ マリコ	地域学校協働本部	地域学校協働活動推進員
9	3号	地域学校協働活動推進員	森 祥子	モリ ショウコ	地域学校協働本部	地域学校協働活動推進員
10	4号	校長	清水 光朗	シミズ アキラ	福間中学校	校長
11	5号	学識経験者	成清 鉄男	ナリキヨ テツオ	北九州YMCA学院（日本語科）講師	非常勤講師
12	5号	学識経験者	貴島 道拓	キシマ ミチヒラ	NPO法人津屋崎地域交流センター 津屋崎ランチ	
13	6号	行政機関の職員	占部 賢	ウラベ ケン	福津市教育委員会	文化財課長
14	7号	教育委員会が必要と認める者	古賀 政晴	コガ マサハル	福間小学校	主幹
15	7号	教育委員会が必要と認める者	吹野 拓磨	フキノ タクマ	福間南小学校	主幹

任期 令和6年5月1日 から 令和7年3月31日 まで

令和6年度 学校運営協議会委員名簿（福津市立福間東中学校）

No.	選出	区分	氏 名	フリガナ	団体名	職名
1	1号	地域住民	奥 弘子	オク ヒロコ	神興東地域郷づくり推進協議会	前会長
2	1号	地域住民	高木 文明	タカキ フミアキ	上西郷地域郷づくり推進協議会	会長
3	1号	地域住民	富松 享一	トミマツ コウイチ	神興東地域郷づくり推進協議会	会長
4	1号	地域住民	真鍋 光	マナベ コウ	郷育カレッジ	運営委員
5	2号	保護者	小山 典秀	コヤマ ノリヒデ	福間東中学校PTA	会長
6	2号	保護者	肥後 麻希	ヒゴ マキ	福間東中学校PTA	副会長
7	2号	保護者	中尾 奈帆	ナカオ ナホ	福間東中学校PTA	母親代表
8	3号	地域学校協働活動推進員	宮崎 絵美	ミヤザキ エミ	地域学校協働本部	地域学校協働活動推進員
9	4号	校長	國廣 信弥	クニヒロ シンヤ	福間東中学校	校長
10	5号	学識経験者	伊藤 克治	イトウ カツジ	福岡教育大学	教授
11	6号	行政機関の職員	林田 研史	ハヤシダ ケンシ	福津市教育委員会	学務係長
12	7号	教育委員会が必要と認める者	中村 善輝	ナカムラ ヨシテル	福津市未来共創センターキッカケラボ	ディレクター
13	7号	教育委員会が必要と認める者	田中 七子	タナカ ナナコ	神興小学校	教頭
14	7号	教育委員会が必要と認める者	伊澤 直美	イザワ ナオミ	神興東小学校	教頭
15	7号	教育委員会が必要と認める者	野瀬 雄司	ノセ ユウジ	上西郷小学校	教頭

任期 令和6年5月1日 から 令和7年3月31日 まで

令和6年度 学校運営協議会委員名簿（福津市立津屋崎中学校）

No.	選出	区分	氏 名	フリガナ	団体名	職名
1	1号	地域住民	財部 順一郎	タカラベ ジュンイチロウ	宮司地区郷づくり協議会	副会長
2	1号	地域住民	天野 保章	アマノヤスアキ	勝浦地域郷づくり協議会	会長
3	1号	地域住民	阿部 良寛	アベヨシヒロ	光明幼稚園	園長
4	1号	地域住民	橋内 京子	ハシウチ キョウコ	つやざき団ビシヤス広場	
5	2号	保護者	石橋 健	イシバシ ケン	津屋崎中学校PTA	会長
6	2号	保護者	安藤 里絵	アンドウ リエ	津屋崎中学校PTA	副会長
7	3号	地域学校協働活動推進員	西田 明日香	ニシダ アスカ	地域学校協働本部	地域コーディネーター
8	3号	地域学校協働活動推進員	寺師 俊介	テラシ シュンスケ	地域学校協働本部	地域コーディネーター
9	4号	校長	白土 真二郎	シラツチ シンジロウ	津屋崎中学校	校長
10	5号	学識経験者	長澤 五十六	ナガサワ イソロク	福岡教育大学	教授
11	6号	行政機関の職員	鶴口 真規子	ウノクチ マキコ	福津市教育委員会	指導主事
12	7号	教育委員会が必要と認める者	手塚 秀樹	テヅカ ヒデキ	津屋崎小学校	教頭
13	7号	教育委員会が必要と認める者	宮崎 和善	ミヤザキ カズヨシ	勝浦小学校	教頭
14						
15						

任期 令和6年5月1日 から 令和7年3月31日 まで

議案第 28 号

国指定史跡「津屋崎古墳群」整備指導委員会委員の解嘱について

別紙のとおり国指定史跡「津屋崎古墳群」整備指導委員会委員を解嘱する。

令和 6 年 4 月 25 日

福津市教育委員会

教育長職務代理者 青 木 一 乗

理 由

国指定史跡「津屋崎古墳群」整備指導委員会規則（平成 17 年福津市教育委員会規則第 43 号）第 3 条の規定に基づき委嘱した委員 1 名から辞任の申し出があったことに伴い、この委員を解嘱する。

これが、この議案を提出する理由である。

参 考

○国指定史跡「津屋崎古墳群」整備指導委員会規則（抄）

（組織）

第 3 条 委員会は、考古学、日本古代史、土木工学、造園学、生涯学習等に関し専門的知識を有する者のうちから教育委員会が委嘱する 7 人以内の委員で組織する。

2 委員会の委員の任期は 2 年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員会の委員は、再任されることができる。

4 教育委員会は、委員が職務の遂行に支障があると認めるとき、又は委員たるにふさわしくないと認めるときは、任期内でもこれを解嘱することができる。

国指定史跡「津屋崎古墳群」整備指導委員会名簿

1. 解嘱する者(解嘱日:令和6年4月25日)

氏 名	所 属	専 門	備 考
にしに ただし 西谷 正	九州大学(名誉教授)	考古学(東アジア考古学)	

【参考】委嘱済みの者

氏 名	所 属	専 門	備 考
いとう けいたろう 伊東 啓太郎	九州工業大学(教授)	景観生態学・環境デザイン	任期:令和6年3月19日～ 令和8年3月18日
つじた じゅんいちろう 辻田 淳一郎	九州大学(准教授)	考古学(日本考古学)	任期:令和6年3月19日～ 令和8年3月18日
やすふく のりゆき 安福 規之	九州大学(教授)	土木工学(地盤工学)	任期:令和6年3月19日～ 令和8年3月18日

議案第 29 号

福間浦盆踊りを市指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財の記録の作成等をする必要がある無形民俗文化財として選択することについて

福間浦盆踊りを市指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財の記録の作成等をする必要がある無形民俗文化財として選択する。

令和 6 年 4 月 25 日

福津市教育委員会
教育長職務代理者 青 木 一 乗

理 由

令和 3 年 4 月 26 日付 3 福教文第 107 号にて福津市文化財保護審議会へ無形民俗文化財指定にかかる諮問を行った福間浦盆踊りについて、令和 6 年 3 月 25 日付で福津市文化財保護条例（平成 17 年福津市条例第 72 号）第 33 条の規定に基づき、市指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財の記録の作成等に相当するとの答申が出された。このため福間浦盆踊りを市指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財の記録の作成等をする必要がある無形民俗文化財として選択する必要が生じた。

これが、この議案を提出する理由である。

参 考

○福津市文化財保護条例（抄）
（指定）

第 20 条 教育委員会は、市の区域内に存する無形文化財（法第 71 条第 1 項及び県条例第 23 条第 1 項の規定により指定されたものを除く。以下同じ。）のうち市にとって重要なものを福津市指定無形文化財（以下「市指定無形文化財」という。）に指定することができる。

2 教育委員会は、前項の規定による指定をするに当たっては、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体（無形文化財を保持する者が主たる構成

員となっている団体の代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。)を認定しなければならない。

- 3 第1項の規定による指定又は前項の規定による認定をするときは、教育委員会は、あらかじめ、審議会に諮問しなければならない。
- 4 第1項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定しようとするもの(保持団体にあっては、その代表者)に通知して行う。
- 5 教育委員会は、第1項の規定による指定をした後においても、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りるものがあると認めるときは、そのものを保持者又は保持団体として追加認定することができる。
- 6 前項の規定による追加認定には、第3項及び第4項の規定を準用する。
- 7 第2項又は第5項の規定による認定をしたときは、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体に認定書を交付しなければならない。

(市指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財の記録の作成等)

第33条 教育委員会は、市指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち特に必要があるものを選択して、自らその記録を作成し、保存し、又は公開することができるものとし、市は、適当な者に対し、当該無形の民俗文化財の公開又はその記録の作成、保存若しくは公開に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

- 2 前項の規定による選択には、第20条第3項の規定を準用する。
- 3 第1項の規定により補助金を交付する場合には、第10条第2項及び第11条の規定を準用する。

令和6年度 教育委員会スケジュール

4月25日	木	令和6年福津市教育委員会第4回定例会	9:30	別館1階大ホールAB	○	○
5月の教育委員会定例会は5月30日(木)の予定です。宜しく願います。						

R6.5.1 ~ 5.31

月日	曜	事 項	時間	場所	委員	教育長
5月7日	火	庁議	9:00	庁議室		○
5月8日	水	九州都市教育長協議会定期総会	13:00	ホテルニュー長崎(長崎市)		青木委員
		宗像地区教育実習合同オリエンテーション	14:00	福岡教育大学アカデミックホール		石津部長
5月9日	木	全国都市教育長協議会定期総会(1日目)	9:00	出島メッセ長崎(長崎市)		青木委員
5月10日	金	全国都市教育長協議会定期総会(2日目)	9:30	出島メッセ長崎(長崎市)		青木委員
5月11日	土	令和6年度宗像区中学校PTA連合会総会	10:15	宗像市立大島学園		石津部長
5月12日	日	令和6年度宗像区退職小学校長会定例総会	10:00	宗像市役所		石津部長
5月18日	土	福津市立中学校体育祭	案内文書 のとおり	各中学校		
5月20日	月	庁議	9:00	庁議室		○
5月23日	木	“社会を明るくする運動”宗像地区推進委員会発会式	10:00	別館1階大ホール		石津部長
		管内教育長会議	14:00	福岡教育事務所		石津部長
5月29日	水	校長研修会	9:00	別館1階大ホールCDE		石津部長
5月30日	木	令和6年福津市教育委員会第5回定例会	9:30	別館1階大ホールAB	○	○

6月の教育委員会定例会は6月27日(木)の予定です。宜しくお願いします。